

松山大学論集
第二十六卷第五号抜刷
平成二十六年十二月発行

廣濱嘉雄の法理学に関する一考察
——三重構造論とその展開を中心に——(二)

服部 寛

廣瀨嘉雄の法理学に関する一考察

——三重構造論とその展開を中心に——(二)※

服 部 寛

【目次】

はじめに

第一章 廣瀨に関する基本的情報と本稿の考察の視座

第一節 廣瀨のパーソナル・データ

第二節 廣瀨の業績の特徴と、廣瀨に関する先行業績

第三節 本稿のアプローチ

第二章 廣瀨の法理学の基礎

第一節 法・法学・法理学について

第二節 法の三重構造論

第三節 その他(以上、前号)

第三章 戦時体制下における廣瀨法理学

第一節 教職適格審査(以上、本号)

第二節 審査に関する問題の整理と検討

第三節 三重構造論の展開と、体制の動向との結合

第四章 検討と展望

※ 今回の連載分についても、一般的な注記として、前回連載分の注※が妥当するので、その旨留意されたい。なお、第三章第一節の字体の新旧は、関連する史料の原文に基本的に依っている。

第三章 戦時体制下における廣濱法理学

終戦から七十年近く経とうとしている今日まで、昭和初期の日本が戦争に突入していく契機について、緻密な分析が様々な角度から行われてきている。とは言うものの、やはり戦時期に関する議論は大変難しい。本章では、かかる難問に慎重に向かうべく、本稿の「はじめに」で述べた廣濱（の法理学）の特異性である『戦後に教職を追われた』という点に注目して、同様に「はじめに」で行った問いの整理のうち、教職適格審査に即した事実に関する問い㉗（及び㉘）を意識して、戦時体制下における廣濱の法理学について検討を試みる。

本章は、具体的には次のような構成をとる…まず、時間軸としては逆となるが、問い㉗、即ち『何が問題とされたのか』に関することとして、廣濱が戦後の教職適格審査において不適格とされた経緯と理由を、『石崎政一朗文書Ⅱ』に依拠しながら、東北帝国大学法文学部における審査にそくして見る（第一節）。続いて、この適格審査自体の適否に関する問い㉘について、廣濱が問題とされた点を整理し、また審査自体の問題性や限界にも留意して、考察を試みる（第二節）。私見を先に提示しておく、次のとおりである…審査において問題とされた点は、廣濱の主張の中でも、いわば表層的なところに止まっている。廣濱に対して問われた問題の

全てに直接的に関わるというわけではないが、廣濱の法理学の深淵に肉薄することによってはじめて、問題の本質を捕捉することができるのではないか。このような私見の下で、念頭に置かれるべきは、前章において概観した、廣濱の《三重構造論》である。この三重構造論が、戦時体制期においてどのように展開していったのか、そして法理論的にとどのような意味を担いどういった機能を果たしたのか？この点に迫ることにより、本稿が本格的な考察を断念しているところの、問い⑦について考える手掛かりを探ることにしたい（第三節）。

第一節 教職適格審査

前述のとおり、廣濱は、戦後に行われた教職適格審査において、不適格と判定され、結果、大学を追われることとなった。本節では、廣濱の教職追放について、最近になって利用可能となった、東北大学史料館所蔵の『石崎政一郎文書Ⅱ』に依拠しつつ、その実際を見ていくことにしたい（尚、同文書の史料の引用については注6を参照されたい）。廣濱に限らず、教職追放の問題は、非常にデリケートであり、その扱い及び検討の難しさについては心得ているつもりではある。だが、それでも廣濱の教職追放を扱う所以は、この点に踏み込んでいくことなくしては、本稿の冒頭で掲げた、廣濱の特異性から導き出される幾つかの問いの中でも、事実上即して迫る必要があるところの、《何が（戦時期の法哲学の）問題とされたのか》という問い⑦をきちんと把握することが、おそらく出来ない、ということにある。そしてそのことをしっかりと理解することなくしては、戦時期の法哲学に関する最大の難問である、《日本の戦時期の法理学が抱えていた問題とは何か》という問い⑧に向かつていくことも難しくなる。

以下、本節では、まずは、教職追放に関する総論的な事柄を確認しつつ、廣濱が所属していた東北帝国大学法文学部における教職適格審査について概観する（(1)、紙幅の都合上、廣濱に関する事柄に極力集中する）。そして、廣濱に対して行われた審査について、具体的に見ていく（(2)）。

ここで、以下の本節の考察において留保すべき点を付記しておかなければならない。

第一に、私の力量不足による史料の読み込みの粗さについて、断っておかなければならない。確かに、この教職適格審査は、全体的にも個々の点においても複雑である。審査制度一般についての研究の蓄積が少ないこともあるが、本節における記述は、歴史家から見ればかなり精度が粗いとの批判を受けるであろう。そうした批判を甘受する覚悟のもとで、教職適格審査に関する今後の研究の叩き台を、あるいは、教職適格審査の一事例を提供するという意識を持ちつつ、以下、廣瀆の審査について見ていくことにしたい。

第二に、『石崎政一郎文書Ⅱ』に収録されている諸文書の、いわば史料(資料)としての性質である。この『石崎政一郎文書Ⅱ』は、確かに非常に貴重な諸文書を収めているが、個々の史料につき、作者や作成日時などが不明なものが少なからず存在していることに留意する必要がある。また、石崎は、特に東京で、文部省適格審査室(その主事を務めていた相良惟一が教職適格審査におけるキーパーソンの一人であるとされる)をはじめ、政府関係者(時の文部大臣でもあった田中耕太郎)や、他大学における事情として東京帝国大学の法学部の関係者(我妻榮など)との面会を繰り返し行っている。そうした『石崎政一郎文書Ⅱ』には、東北帝国大学法文学部の審査委員会内の状況だけでなく、文部省の中央適格審査委員会とのやりとりなど、学部外の状況についても記録が残されており、教職適格審査全体の実態・実態に関する点でも稀少な史料であると言える。しかし、中央適格審査委員会やGHQ・SCAP側の状況については、それとは別に、その側における(いわば公式の)文書(の所蔵)を調査・収集しなければならぬ。私は現時点においてその作業を行えているわけではないため、この点については、将来の課題として残される。

(1) **教職適格審査(教職追放)・総論と、東北帝国大学法文学部における審査・概観**…教職適格審査については、山本礼子¹⁰⁾による先駆的業績があり、これを主な手がかりとして、同審査制度(のうち関連する部分)に

ついで概観しておく。その活動の初期（一九四五年十月）においては、文部省によって、陸軍将校の免職や武官の非雇用などが行われた。一九四五年の十月三十日に、GHQによる指令「教員及教育関係官ノ調査、除外、認可ニ関スル件」が出され、これに従って、軍国主義的・超国家主義的等の教育関係者が解職されるに至った（同年十一月、他方で滝川幸辰などが復職した）。大きな展開を迎えたのは、翌・一九四六年の五月に出された、勅令第二六三号（昭和二十年勅令五百四十二号「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去、就業禁止及復職等ノ件）及び閣令・文部省令・農林省令・運輸省令第一号であり（共同省令ともされる）、⁽¹⁰⁾文部省訓令第五号により「教職員の適格審査をする委員会に関する規定」が制定され、各委員会が設置され、各教育機関において審査が行われることとなった。⁽¹¹⁾このうち、本稿との関連では、大学教員適格審査委員会（及び中央教職員適格審査委員会）が重要である。

東北帝国大学においては、⁽¹²⁾各学部において審査委員会が設置され、法文学部では一九四六年六月から審査が開始されることとなった。⁽¹³⁾委員の構成は、委員長・高橋里美、副委員長・長谷田泰三、幹事・石崎政一郎、書記・斎藤秀夫・小谷鶴次が、全部で一六人の委員が選ばれた。審査の大まかな流れは次の通りである。まず、調査表が被審査者から提出され、それに対して予備審査が行われ（その構成員や審査の委細については不明である）、委員会規定が作成され、委員については特に厳密に審査され、委員以外の者については、提出された調査表を形式的に審理した結果として、次の三種類に分類された。それは、「a. 調査表の形式的審理のみで一応適格と判定とし得る者」、「b. 調査表の記載が不備であるか又は疑義があるために更に調査を必要とする者」、「c. 調査表の記載の事項に関して更に実質的調査を必要とする者」の三分類である。このうち、b. の者については、所要の調査の結果、すべて適格と判定し得るに至り、a. の者と合わせて異議がないかを確かめた上で正式な判定を行うことになり、委員には二名の委員が調査を担当した。c. の者については、三名が

調査を担当し、また「おそらくはc.の該当者とはほぼ同一と言つてよいと思われるところの」、実質的な調査を必要とするときには、次の諸点がかかり注意されたとされる（『東北帝国大学法文学部教員適格審査記録 十月十三日「昭和二十一年か？」小谷書記作成』『石崎政一郎文書Ⅱ／2』所収より）。即ち、

- 一、被審査者にも弁護の自由を認める
- 二、調査表に記載もれの事項に付ても能ふ限り探求に努める
- 三、学内の要職を占めた事のある被審査者に付てはその間に於ける言動に特に注意する必要がある
- 四、単に日本的であるとか又単なる国家主義の主張という丈では不適格の規程には触れない
- 五、疑惑を抱かせる標題の著述に付てもその内容を冷静に判断せねばならない
- 六、疑惑を抱かせるものに付ては類似のものとの比較にも意を用いなければならぬ
- 七、単なる解説は、理念的基礎を与えたものとは区別されねばならない
- 八、宣伝とか鼓吹とかいわれる為には著述に付てはその発行部数を考慮の中に入れてなければならぬ
- 九、戦争の前後によつて根本的見解を変更して居ても、それが時局便乗と認められなければ問題は及ばない
- 十、被審査者の言動の一部に扱われる事なくその全部を全体的に判断して判定しなければならぬ

審査の結果、最終的に不適格の判定を受けたのは、廣濱と、奥津彦重(11)の二人であった。その他、新明正道が、（教職追放でなく）公職追放のために、大学を追われることとなった。(12)つまり、廣濱・奥津・新明の三者が、東北帝国大学の法文学部から去ることとなった。尤も、その他の教員も、容易に適格と判定されたわけではなく、例えば、日本法理研究会や大政翼賛会との関係が問われており、多様な事柄が問題とされ議論された。(13)

(2) 廣濱の審査…それでは、廣濱に対する審査につき、関係資料を収めている『石崎政一郎文書Ⅱ／15』を手がかりに、立ち入って見ていくことにしよう。

まず、教職適格審査前後における、廣濱自身の状況を整理しておく。前述のように（第一章第一節）、廣濱は、一九四四年（五月三十一日）から、東北帝国大学法文学部の学部長を務めていた。終戦後においても、教職

適格審査が本格的に開始する前に、廣濱は学部長の任にあった。そんな中、一九四六年一月下旬に廣濱は病に倒れ、二月（二八日付）に学部長を依頼で免ぜられており、郷里の三重に戻り、そこから仙台の教職適格審査委員会とやりとりをしている（尤も、史料の中には、廣濱が仙台に戻っておりそこから書類の提出などを行った、ということも思わせるものもある）。

廣濱の審査は、委員会記録によると、一九四六年七月四日から始まっている。委員会のうち、廣濱を担当した小委員会の構成員は、高橋里美、高柳真三、長谷田泰三の三名であった（七月十二日）。これらと時をほぼ同じくして、「文部省」大臣官房適格審査室長から、著書等を参考にして特に慎重に審査する旨の連絡があり、廣濱については、『御民吾ト日本ノ傳統』が著作として挙げられていた。また、同じく、日本法理研究会の役員に就任していたかを調査する旨の依頼があった。これらを受けて、法文学部の審査委員会において、『御民吾と日本の伝統』について中間報告を行うことになった（八月一日、十五日に中間報告）。そこで、審査上重要な点（不利と思われる点及び有利と考えられる点）について討議が行われ、その他の著述の検討、ならびにその結果を文部省に報告するための文案の作成が、小委員会に依頼され（八月十五日）、廣濱から、日本法理研究会については無関係である旨の回答があった（八月十六日）。

ところで、八月末（二十一日～三十日）に、石崎は、東京にて諸方面で動いていた。そんな中で、審査の制度面で大きな動向があった。いわゆる仮判定の制度の導入がこれである。石崎が残している記録の要所をまとめると、審査「委員会」がなかなか判定を下し得ない（判定基準の漠然性、及び文部省がどこかの審査委員会の（不適格の）判定の理由書の提出を待ち、それにより具体的基準を定める方針であるなどのため）状況に対して、マ司令部から、中間報告として、仮判定という（審査令や審査規定などにはない）方法が提示・導入された。

九月に入り、聯合國最高司令官から（文部大臣官房適格審査室長経由で）、東北帝国大学法文学部における

廣濱を含む七人の教官に対して、至急厳正な適格審査に付する様にとの連絡があり、これらの教授に対して仮判定も必要とされた。⁽¹⁹⁾ これを受けて開催された会合においては（九月五日、この日は午前十時と午後四時に二回開催されている）、大政翼賛会関係に関する廣濱の回答が検討されたほか（一回目）、文部省に送付すべき報告書（前述の八月十五日の段階で議論されていたものか？）を送付せずに、理由を附した仮判定に進むこととなり、その際に、著述については先の報告書と「廣濱による」回答文の内容を調整して報告すべきとされた（二回目）。それから、『御民吾と日本の傳統』が小委員会以外の委員も精査すべきとされ（九月十日）、同書につき、特にそれが《普通の（単なる）愛国心の発露の程度にあるか否か》など問題が議論されたが、結局、廣濱の弁護は極めて困難であるという空気になったとされる（九月十一日）。仙台では委員会で引き続き討議が行われる一方（九月十三日）で、石崎は九月十四日～二十日まで上京し、適格審査室との交渉などを行った。このとき、石崎は、前述した仮判定について、その時点で終了していた四名（古田、中川、曾我部、山脇）の仮判定書を提出すると共に、廣濱・齋藤・奥津については、仮判定の結果が（おそらくは）まだ出ていないにもかかわらず、マ司令部とのやりとりと審査の進行のために、石崎が独断で、三者につきこれまでの問題となった点や委員会における意見を踏まえて、メモの形式で審査状況の報告を行っており、石崎自身、この点を越権であり詫びてもいる。この石崎のメモを受けた相良がマ司令部に報告し、その結果、マ司令部から三者について仮判定をする必要がなく本判定に移ってよい旨の回答があった、と記している。石崎が仙台へと戻った九月二十三日には、この覚書的メモの提出が報告され、仮判定が不要となった旨の報告が行われた。九月二十五日の委員会では、廣濱の著作につき、『御民吾と日本の傳統』以外のものを含めて全体についての委員の意見の開陳があり、不適格とすればどの条項に該当するかについて討議が行われ、関連して、「極端な国家主義」や「鼓吹」の意義の解釈をめぐり議論があった。委員会の空気では、不適格の判定に至る可能性が濃厚となった

とされ（世論調査の意味で投票を行ったところ、六対八で不適格になった、とある）、これに対する措置として、本人に弁明の機会を与える旨などが議論された。これに対して廣濱自身から、委員会の審査を信頼し、特に弁明をなす意見がないという回答があった（十月三日）。石崎はその後、十月八日に文部省適格審査室主事（相良）と会っており、廣濱については、廣濱が辞意を漏らしていることを考慮し、出来得れば辞職を条件として適格の判定を与えたい意向を伝えたが、廣濱についての注目の高さなどから、そのような措置が難しい、といった話が展開された⁽¹³⁾。東北の審査委員会においても、依願免官についても議論がされたが、他の不適格者との釣合もあり現在では困難である旨が、幹事（石崎）より報告された。また、廣濱の著作について、木村亀二から、他にも「現代法理学の基本問題」の検討の必要性が指摘された（十月十一日）。石崎はその後、また東京に赴き、十月十八日には適格審査委員長会議に出席し、同十九日には東大の我妻（榮）法学部長を訪問、同二十日には田中（耕太郎）文相と朝食を共にし、同二十一日には相良を訪問している⁽¹⁴⁾。この際に石崎は、様々なことを報告しているが、廣濱（津曲、奥津）についての話もしており、廣濱については田中・我妻らも大體「東北での当時の時点と？」同じような観方で、不適格は已むを得ないとの事である、と報告に記している。話を再度仙台に戻して、十月二十六日の会合では、右の文献に加えて、論文「国民徴用の法理」を踏まえた問題性について、木村⁽¹⁵⁾から、法治国思想の排撃、自由主義の排斥、高度国防国家体制の恒久性、従来⁽¹⁶⁾の国際法のキリスト教的性格による否定、日本法の天壤無窮性、占領地の領土性などの論旨が指摘され、昭和二十一年勅令二六三号に基づく共同省令の別表第一の一の1.に該当する、とされた（この点は、すぐ後に後述する、廣濱の適格審査判定書の内容を考える上で、論点整理を行っているという点で重要である）。これに対して、長谷田、高柳などの委員から意見開陳が、また質疑もあったが、その後、投票に附され、五対十一の投票により、不適格と判定されることとなり、判定書の作成が行われる運びとなった。これを受けて、高柳が判定書を作成

し（十一月四日・十四日に委員会が開催されたが、定足数を満たさず決定に至らなかったとされる）、字句修正の後、承認・確定された（十一月十八日）。この間に石崎は、東京に赴き、十一月五・八・十一・十二日に相良と会見し、六日には吉田茂（首相）と、七日には田中文相と雑談をしており、いずれも適格審査の話をしたようで、法文学部の審査の進捗状況の報告として、二名の不適格者の内定（つまり廣濱と奥津）のほかは全部適格者として判定終了した、ということ⁽¹³⁾を記録している。

では、廣濱の判定について、以下、立ち入って見ていくことにしたい。まず、同判定書の基礎となつたであろう、教員適格審査判定書案（以下、判定書案）とされるものが、『石崎政一郎文書Ⅱ／15』に遺されている。この判定書案では、廣濱の審査において問題とされた四つの著作のうち、具体的にどの点がどういった理由で問題なのか指摘されており、大変参考になる。尤も、この判定書案は、作成日そして作成者も不明であるため（委員会の記録によれば、おそらく、十月二六日以降に、高柳が作成したものと思われる）、その史料価値については慎重に検討する必要があるけれども、廣濱に対する審査の内実を深く理解するために、以下、長文ではあるが、ここに引用しておくことにする。⁽¹³⁾

「一、判定

廣濱教授は、昭和二十一年閣令・文部省令・農林省令・運輸省令第一號別表第一の中「1. 学説を以て大東亜政策、東亜新秩序その他これに類似した政策や、満州事変、支那事変又は今次の戦争に、理念的基礎を与えた者」及び「6. 極端な国家主義を鼓吹した者」に該当する者として、昭和二十一年勅令第二百六十三號第一条一項の教員不適格者と判定する。

二、理由

(1) 廣濱教授の著述・論文は多数存するが、本審査委員会において審査の結果問題とすべきものと認めたのは、「御民吾と日本⁽¹⁴⁾の傳統」（昭和十八年十一月一日、日本放送出版協會発行、一三〇頁）と「現代法理学の基本問題」（昭和十八年十月三十

日、實業之日本社発行の『日本国家科学大系』第五卷所収、八六頁)の二著述、及び「日本法について」(昭和十八年一月「法学」第十二卷第一號)と「國民徵用の法理」(昭和十八年十月「法学」第十二卷第十號)の二論文である。

(2) 廣濱教授は右にあげた著作を通じて、先づ第一に滿州事変殊に支那事変以後今次の戦争に至るまでの政府の侵略的政策の基本的方向を是認すると共に、これに對し國民の歴史的意識を結合して戦意を鼓舞し、また法理的解釈を興へてこれを合理化するに熱心な努力を注いでゐる。就中「御民吾とその傳統」はその大部分が放送用の原稿から成るものであつて、その趣旨が一般大衆に対して広い影響力をもつことを●「狙?」つたものである。

全体を通じて基本思想とみられる點は、國民に現御神と仰がれたる天皇が国土・國民の生々發展の本源であり、國民はまた天皇に神々の子孫として結ばれ、かくして作られた「我が国体の純美東西に比類無く、萬古に動き無き」(御民吾と日本の傳統)四一八頁)ものとする堅い信念である。従つて日本国家は興ることがあつても亡びることはなく、天壤無窮性を具有して唯時に盛衰が見られるのみであると説明する(「國民徵用の法理」前掲七、八頁)。かかる運命に護られて發展し來つた日本も、江戸時代までは東洋の日本に過ぎなかつたが、明治・大正を●「経」て昭和に至つて世界の日本になり切り、その純美なる国体・崇高なる道義において世界に冠絶するばかりでなく、政治經濟文化のどれ一つを採つて見ても、世界から受けとるとともに、同時に世界に施すに至つてゐると見るのである。かように世界的になつた日本は、これから東洋の盟主として、東洋を米英の隷属化から救ひ、東洋に新秩序を建設せねばならぬ段階に到達したのであり、支那事変はまさにその国是の徹底的實行にはかならぬと説いてゐる(「御民吾と日本の傳統」二四一五頁)。

更に次ぎの段階においては「大東亜戦争は歴史の必然である。一面作戦、一面建設を同時に敢行しているところに、大東亜戦争の性格が規定されてゐるが、その作戦の側面が建設面への期待において存するところに特色がある。建設面から眺めた大東亜戦争は、八紘爲宇の我が肇国の大理想を、今日の時において實現すべく、「アジアは一つ」の標語の下に、大東亜新秩序の建設に邁進することである」(同上、一二三頁)となし、かかる状態への突人は「我が国が豊葦原の中ツ国であり、天照大神を統治者と仰いで成立してゐることは、日本が世界の中心たるべきことを物語るものである」(同上、一二三頁)といふ根柢を有するといふのである。

そのため「日本が中心に立つて、アジア十億の民族を打つて一丸とした新秩序を建設することを、何だか日本の帝國主義のやうにいい觸らず敵国側の宣傳は、自分の料簡で他人の肚を付度するものである。思ふても見よ、太陽は太陽系の中心に座して衆星を率ゐてゐるが、衆星から一物をも搾取せざるのみか、地球の如きは、萬物育成の根源たる光と熱とを太陽から與へられてゐるのである。中心に立つて、周囲から『取る』のではなく、周囲に『與へる』のが、天照大神とその現人神に

まします天皇を統治者と仰ぐ日本の歴史的必然であ」(同上、一二四頁)るが、併し「大東亜戦争における歴史の必然における『縁』としては、米英の隷属化から救うて、東亜人の東亜を建設せんとする日本歴史の必然を妨げる米英の挑戦を挙げなくてはならぬ。大東亜新秩序の建設は、日本歴史の必然における『因』であるから、米英からの挑戦の有無に拘はらず遂行されることは必定である」(同上、一二四―一五頁)と考へられる。なぜなら「大東亜戦争は必ず勝つ。歴史の必然だからである。この必勝の信念は、そう思い込むといふ種類のものではなく、歴史の必然に基く事実の承認である」(同上、一二六頁)と論証できるからであると述べてゐる。

以上の如く、日本が支那事変より今次の戦争に突入した過程を以て、日本民族の歴史的発展途上の必然の段階なりとし、しかも日本国家の優越性がこの戦争において絶対に失敗に●「判読不能」らしめざることを強調してゐるのは、別表第一の一中の「1. 学説を以て支那事変又は今次の戦争に、理念的基礎を與へた者」及び「6. 極端な国家主義を鼓吹した者」に該当する。

(2)「おそらく(3)の誤記」前項に見る如き根本的立場に立つ結果として、戦時中の政府の諸施策を是認し、更にこれを敷衍して学説を以て根據づけんとした所論が少なからず見出される。即ち昭和十三年五月国家総動員法が實施されて以来、日本は国防国家体制をとるに至つたものとし「国家総動員によつて性格づけられた国防国家の成員たる国民は、政府の統制運用の下に、あらゆる人的及び物的資源を、国防目的達成のために捧げる。この奉公の態度は、統帥大権の発動に基づき、上御一人のお召に応じて前線に活躍する将兵の心構へと異なるところあるを見ない。かくて、国防国家には、従来のやうな戦闘員と非戦闘員との區別が通用しなくなり、『進め一億皆戦士』といふやうな標語が生きて来る。ただ、国家総動員が『戦争(戦時)に際し』執られる處置であるところから、かかる国防国家を、国家体制として暫定的なものであると思はしめるところがあつた。高度国防国家樹立の要請は、かかる意味の国防国家体制をより高度のものたらしめると共に、暫定的性質を轉じて恒久的性格を賦與せんとするものなる點に存する」(『現代法理学の基本問題』六五頁「二六一頁」)ことを強調し、のみならずこの戦時的非常措置を更に觀念的に擴充して「国防国家に所謂国防は、『參謀本部條例』や『軍令部令』等において、『国防及用兵』と並稱せられてゐる『国防』よりも、廣義のものとして理解されねばならぬ。大東亜戦争が如實に示してゐるやうに、用兵を中心とする戦争ばかりが国防なのではなく、いはば、政治の延長たる建設(大東亜新秩序の樹立・大東亜共栄圏の確立)もまた国防なのである」(同上、六六頁「二六二頁」)と述べてゐる。

右の如き觀點に立つことに關聯して、「国家は文化そのものを創造すること能はず」となす如き国家観は、理性的自然法とその系図を同じうする自由主義の所産にすぎざるものであり、かかる自由主義は国家の生命を否定するものであると断定し

て、自由主義に對しても一撃を加へているのである（同上、六六頁「二六二頁」）。

(3) 翼賛政治運動に對する立場が極めて積極的であるのもまた當然の結果であつて、廣瀆教授は實際上の翼賛政治運動に對しては特別の関心を示さず、それ故大政翼賛会宮城県支部常務委員の任にあつても殆んど活動しなかつたが、思想的に翼賛政治体制を肯定して、戦争協力の政治的基盤の確立に寄与せんとしてゐる。

その為め排撃の中心とせられるのは法治主義であつて、「法治主義は、……議會を以て立法権の主体なりと自負せしめ、法を越えての政治、即ち法の改廃を行ふことを、議會が獨占すべきもののように誤想せしめてゐた」（現代法理学の基本問題）七四頁「二七〇頁」）ものであり、従つてその結果「議會を以て立法権の主体であるかの如くに考へ、議會中心の政治体制を構想し、政黨内閣制を以て我が憲政の常道と呼號するに及び、翼賛からの逸脱が見られたのである」（同上、七六頁「二七二頁」）という批判に到達している。「いまや、かやうな法治主義の基づく政治概念は払拭せられ、統治を僭称するかに察せられた議會中心思想も「ここに」全く影を潜めるに至つた。日本の生きる道、進むべき方途は、上御一人の統治によつて定まるわけであるが、それは天業の恢弘であり、肇国の大理想の実現であるとして、示させたまうてゐる」（御民吾と日本の傳統——一二二頁）といふのが法治主義に代る日本本来の面目たる政治の革新をなす体制であり、これに●●「判読不能」隨順の誠を致すことが、翼賛政治体制に他ならないと見るのである。

これらの言説が(2)に示された国防国家体制に對する場合と同様に、支那事変以来の極端な国家主義の壓力下に置かれた政治を無批判的に肯定したものであり、戦争の推進に協力して国内における議會の機能の抑壓に賛同するものであることは、疑いを存しないところである。

(4) 廣瀆教授の見解中国國際法に関するものにおいても、今次戦争を理念的に基礎づけんとした思想が相當顯著に示されてゐる。即ち従來の國際法を批判して「大東亞諸民族をその中に包みながら、その自ら包む大東亞諸民族の中に宿らねばならぬ大東亞法は、市民社會的国家觀と相即關係にある従來の國際法の法理を以てしては、動きがとれないに決つてゐる。ここに、新らしき構想に基づく解決が要望せらるべき所以のものがある。而して、その解決への指導理念は、西洋流のキリスト教的世界国家に基礎された國際法思想を排除して、萬邦をして各々その所を得しめ、兆民をして悉くその堵に安んぜしめることを理想とする八紘爲宇の大精神において、之を求むべきであらう」（現代法理学の基本問題）六九頁「二六五頁」）と云ひ、過去の國際法を否定して廢棄の外なきものとしてゐるのである。

その他になほ特殊な法理を用いて、今次戦争による侵略を合法化し、國際法を無視せんとしたものに準外地の説を指摘しうる。即ち「外地に準ずるもの（準外地）として、大東亞戦争による占領地がある。支那事変によつて占領した中華民國内

の地域は、国民政府により代表せられる中華民國の領土たることを失うものではないから、準外地ではない。大東亜戦争になつてからは、支那事変は大東亜戦争に吸収されたわけであるが、中華民國に関する限り、今日と雖も占領地域を準外地とすることはないのである。準外地には、香港・昭南島・マレー「引用元では「マラー」だがおそらく誤記・舊蘭印・ビルマ・フィリピン等がある。在来の国際法の法理によれば、戦争終了後の條約によつて、終局的に日本の領土と確定するわけであるが、大東亜戦争が新しい形態の戦争であり、戦争終了の時期や平和克復の態様も豫想を容さぬものがあるから、在来の法理を以て律するわけには行かぬ。随つて、占領地も単に軍事占領たる意味を超えて、既に日本の領土たる性質を有するものといはねばならぬ。之を準外地として取扱ひたいといふのは、司政官といふ文官組織が布かれてはゐても、その本質において軍政下に置かれてゐることを見るからである」(「日本法について」前掲、五頁)という見解をとつてゐるのであつて、かかる軍事占領地を領土視することは、所謂大亞細亞政策を基礎づけんとしたものと認めざるをえない。

(5) 更に廣濱教授は、天皇の統治が祭政一致の傳統に生きるものなることを説き、その結果、憲法第二十八條は日本臣民が生れながらの天賦人權として信教の自由を有するということを規定したものでなく、條文の文言通り安寧秩序を妨げず、または、臣民たる義務に背かない範囲内においてのみ、信教の自由が認められる意味であるとし、神社に崇敬の誠を致すことは臣民の義務であるから、我が国における信教の自由は神社崇敬と両立しうる場合に限り認められるに過ぎないといふ解釈をとつてゐる(「御民吾と日本の傳統」六七頁)。さうして靖国神社に神と祭られることにより「大日本は神国なり」といふ言葉が、新たな意味をもつて生きてきたとなし、かかる神国日本が東洋の盟主として、東洋を米英の隸属化から救うべきである」と述べてゐる(同上、「七二」七三頁)如きは、神道思想を宣傳して民族的優越感を刺激せんとする者となすべきであらう。

以上に見る如く、廣濱教授の著述に現はれたところは、戦時中における政府の施策を支持し、これに懇切なる説明を施して廣く説示感化することに熱意を表はしたものであり、愛国的感情に一貫されてゐることは諒とすべきものがあるけれども、その説くところが程度を超え、批判を忘れられた点のあるのは否定しえないところであつて、学説をもつて今次戦争に直接理念的基礎を與へ、また極端な国家主義を鼓吹した者と見なさざるをえないものがある。同教授は多年にわたる教職を通じて教育に對し極めて熱心であり、その活動も多方面に及び、特に戦時中も教育の忽せにすべからざることを説いて、動もすれば学校閉鎖も免れ難き情勢に抗した功はこれを認むべきものがあるが、本審査委員会は●●「慎重?」なる審査と論議の結果前述した理由によつて、廣濱教授を以て、昭和二十年勅令第二百六十三号第一条第一項の教員不適格者なりと判定するものである。」

以上が、廣濱に関する判定書案とされるものである。そして、これを基にしたと思われる判定が、昭和二十一年十二月に下された。「東北帝大法文學部の適格審査と判定について」によると、廣濱は、「其の著述で超國家主義的立場を堅持し、東亜新秩序、國防國家体制、翼賛政治体制等につき法的解釈を加へ之を合理化せんとし、以て今次の戦争に理念的な基礎を与へるとともに、その説くところが閣令に謂ふ『極端な國家主義を鼓吹』したことに該当する」とされている。⁽¹³⁶⁾もう少し踏み込んで述べている史料として、次のものを、やや長いが引用しておく。

- 「一 廣濱教授は「御民吾と日本の傳統」(昭和一八・一一)「現代法理學の基本問題」(昭和一八・一〇)、「日本國家科學大系」所収)「日本法について」(昭和一八・一)「法学」所収)「國民徵用の法理」(昭和一八・一〇)「法学」所収)等に於て支那事変から今次の戦争に至るまでの政府の大東亜主義的政策の基本的方向に國民意識を結合せしめ、超國家主義的理論に依つて當時の政府の施策に法的解釋を與へ其の合理化を図つた。殊に
- (イ) 教授は日本を盟主とする東亜新秩序の建設を以て歴史的必然と解せられ、之を我が國の國是として徹底的に實行すべき所以を理論的に説き、之に照應して國防國家体制に恒久性を認め、依つて以て大東亜共榮圈の実現に役立つ理念的基礎を提示した。之と同時に國防國家親に關聯して自由主義を以て國家の生命を否定する思想と断定して之を排斥してゐる。
- (ロ) 次に教授は法治主義の否定と議會本来の機能の壓縮とに到達する翼賛議會政治体制を思想的に支持賛同し戦争協力の政治的基盤の樹立に寄與した。
- (ハ) また、教授は國際法の角度から、大東亜民族中に宿る大東亜法なる新たな國際法の構想を提唱し、この大東亜法の指導理念はキリスト教的の世界國家觀に基礎する從來の國際法的思想ではなく八紘為宇の精神に之を求むべきであるとし、謂ゆる「準外地」なる所論を容れて占領地の領土視テリトリーに合法的根據を付與し、大東亜主義の法的構成を試みてゐる。
- (ニ) 更に教授は、我が國の統治が祭政一致の傳統に立ちそれ故に信教の自由も我が國に於ては、神社崇敬と両立する場合に於てのみ容認せらるべき特殊性あるものとし、そこに東洋の盟主としての神國日本が諸國に優越して存在發展する所似あることを説き、神道思想に依つて民族的優越感を刺激した。

(※) 要するに廣濱教授がその著述を通じて戦時中に政府の施策を支持し之を懇切に鮮明し、ひろく説示するに熱意を示したことは、一面から見れば愛國的真情に由来したところであり、そこに諒とすべきもの多々存するが、その説くところが程度を超へ客觀的論述の範圍を逸脱し、一方では謂ゆる極端な國家主義を鼓吹したことになり、他方には學説を以て今次の戦争に理念的根柢を与えたことを否定し得ないのである。

(…中略…)

三、かやうにして、廣濱教授は衆知のごとく法理學の權威であり、また多年にわたる教職を通じて教育に對しては深い関心を有ち特に戦時中も教育の忽せにすべからざる所似（137）を説き、や、もすれば學校閉鎖も免れ難き當時の情勢に敢然と抗せられて事無きを得た功績には認むべきものがある。…今、両氏「廣濱と奥津」が學園を去ることは學部のためにも學界のためにも惜しむところであるが、審査委員會は両氏の著述言動等について慎重且つ周到な精査を行ひ、之に對し公正嚴格な判断を下した結果、両氏が昭和二十一年閣令第一号別表第一に掲げてある事項に該當する者であることを認め、昭和二十二年勅令第二六三号第一条第一項の教員不適格者であると判定したのである」。

この法文学部の不適格の審査結果が通知された後、廣濱は、再審査を要求している。⁽¹³⁸⁾廣濱の言い分は次の書簡に記されている…

「拝啓 別紙のように、再審を願ひ出でました。御諒承下さい。理由は省きますが、総序的な文句は次の如くであります。

『昭和二十一年十二月二日、私は、東北帝國大学法文学部教員適格審査委員會から、昭和二十一年勅令第二百六十三号第一条第一項の教員不適格者であるとの判定をうけたのであるが、ここに、それに對して再審査を求めらる。

思ふに、適格と不適格とは質差であるが、歸するところは不適格性の量差の極限の問題に外ならず、随つてまた、適格・不適格●「判読不能」にあつても、それぞれ濃淡の差があるわけであり、審査判定の理由はその差を示すものであるから、判定をうける者にとつては、判定の理由は主文に劣らず重大●「判読不能」なのである。然るに、私のうけた審査判定書に示されてゐる理由には、その挙げ方についても、またその主文への導き方についても、納得し兼ねる點があるので、再審査を求めるとしたのである。』

つまり、私としては再審査などは請求したくないのでありますが、理由のあげ方が餘りにケチ臭いやうに感ぜられますので、私の意のあるところを一應述べておきたくなつたのです。主文をひつくりかへすといふことなどは、はじめから問題にしてゐません⁽¹⁰⁸⁾（傍点は服部による）。

この請求を受けて、再審査の手続が採られた。しかし、再審査において判定が覆ることはなかつた。併行して、休職の手続⁽¹⁰⁹⁾が採られ、最終的に不適格であることが確定した後に、廣濱は一九四七年九月六日に免官となつた。これらの審査の進行と並んで、廣濱は、名古屋を中心に実務家としての道を歩みつつあり、免官の辞令を受領した後に、法文学部の教官各位宛に書簡を送付して感謝などを述べている⁽¹¹⁰⁾。

以上が、廣濱についての教職適格審査のあらましである。廣濱について指摘された問題——それは端的には、先に見た判定書の(イ)～(ホ)までに整理できるが、挙げられた四つの文献のうち、具体的にどの箇所がどう問題とされたのか（あるいはされなかつたのか）については、それに先だつて作成されたと思われる、判定書案にも目をやる必要がある。審査の過程の全体を含めて、この点については節を改めて検討することにした。

(108) 教職追放（教職適格審査および教員適格審査）に関しては、参照、山本礼子『米国対日占領下における「教職追放」と教職適格審査』（学術出版会、二〇〇七年）。GHQ/SCAPの資料として、参照、『日本占領GHQ正史 第二〇巻 教育』（日本図書センター、一九九〇年）、同書の翻訳として、『GHQ日本占領史 第二〇巻 教育』（日本図書センター、一九九六年）、直接関連するところとして、四五―五〇頁。

(109) 勅令第二六三号および共同省令第一号は、ともに、官報五七九〇号（一九四六年五月七日）に掲載されている（本文中で後述する文部省訓令第五号も）。なお、同勅令には、文部省学校教育局長であり後に文部大臣となつた田中耕太郎が深く関与したとされている。参照、山本・前掲（注108）三四―三五頁。

(110) 詳細については、参照、山本・前掲（注108）五四―五六頁。山本・同所によれば、一九四六年五月七日現在、教師・教育

関係者は公職追放と同じフォームの調査票を提出し、審査は上告のできる司法審査制をとり、原審となる委員会は再審査を要求することができる」とされた。例えば、本稿で注目する、大学教員適格審査委員会の判定に不服がある場合は、中央教職員適格審査委員会へと再審査を請求でき、さらにその判定に不服がある場合は文部大臣に特別審査を請求できる、とされている。『石崎政一郎文書Ⅱ/16』（奥津彦重の関係書類を収める）にも、「再審査の請求について」という文書がある。ちなみに、大学以外の教育機関における教職適格審査についての文献として、参照、池田孝雄「敗戦直後の教員適格審査について」と和歌山県教育史研究二号（二〇〇四年）七六―九二頁、荒木田岳「教職追放にみる『占領改革の論理』と『行政の論理』」同時代史学会編『占領とデモクラシーの同時代史』（日本経済評論社、二〇〇四年）三五―七六頁。

(11) 東北帝国大学・東北大学における教職適格審査の鳥瞰として、参照、東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史一通史一』（財団法人 東北大学研究教育振興財団、二〇〇七年）五三九―五五〇頁（吉原直樹執筆）。

(12) 東北帝国大学法文学部における教員適格審査委員会の構成員や審査委員会の記録などについては、まず、『石崎政一郎文書Ⅱ/2』に、審査員会規定を含め、関連資料が収められている。審査委員会の記録は全部で四種類存在し（時期と作成者により相違が見られる）、開催された委員会の審議と経緯が記されており、大変貴重である。残念ながら本稿では紙幅と時間の都合上、同委員会の全体の動向について、詳述することができない。ここでは、これら諸記録（特に「東北帝国大学法文学部教員適格審査委員会審査記録（自昭和二十一年六月十九日至昭和二十二年二月末日）」『石崎政一郎文書Ⅱ/2』所収）の要所をまとめることに止まる。ちなみに、審査委員会の記録のうち、『石崎政一郎文書Ⅱ/2』に収録されているものは、委員会全体に関するものであり、いわば横軸的に、各回において議論されている人物につき整理・記録されている（例えば、ある回においては、人物（甲と乙と丙）について議論があった、というような形）。他方で、廣濱を含めた幾人か（委員会の中でも判定で議論があったと思われる人物）については、『石崎政一郎文書Ⅱ』の中の各人に関する文書の中に、当該人物に関する審査の具体的内容についての記録が収められている（例えば、ある回における、人物・甲に関して、具体的にこれの議論があった、という形）。

(13) 調査表の様式は、『石崎政一郎文書Ⅱ/17』に収められている。

(14) 奥津彦重（一八九五年―?）は、ドイツ文学・語学の助教授であり、ゲーテの研究で活躍したとされるが、ユダヤ人に関する著作が問題とされ、廣濱と同時に不適格と判定された（これに対して再審査の請求を行ったが、不適格の判定は覆らなかった）。奥津は一九五二年に復職して東北大学教授となり、一九五九年に定年退官した。奥津の審査に関する資料は、『石崎政一郎文書Ⅱ/16』に収められている。奥津の略歴や業績については、参照、「奥津彦重教授の略歴と業績」「奥津彦重教

授論文著作目録」文化紀要三集（一九五九年）九三―九五頁。

(115) 新明正道の公職追放と免官の経緯については、参照、「報告（昭和二十一年九月五日ヨリ八日マデ東京に出張）」『石崎政一郎文書Ⅱ／1』所収（これは新明が言論報国会の理事だったことに因るが、これに対して学生の陳情運動が起ったとされている。参照、「昭和二十一年十二月十八日（休）昭和二十二年一月十八日までの日記」『石崎政一郎文書Ⅱ／1』所収、昭和二十一年十二月十九日（休）の記述）。なお、廣濱（および奥津）は、公職追放のほうには触れなかったようである。参照、同日記中の、昭和二十一年十二月二十七日（金）の記述。

(116) 日本法理研究会との関係（役員か否かの事実）が特に疑われていたのは、廣濱・津曲・中川・斎藤の四者であったが、いずれも否定する回答がなされたようである。参照、「東北帝國大學法文學部教員適格審査委員會審査記録」前掲（注112）（於：第六回・第八回の委員会）。後掲注124の史料がこれと関連する。

(117) 大政翼賛会との関係が問われた一例として、中川善之助を挙げることができる。中川自身が述べるところによると、昭和十八年・十九年と、宮城県支部の協力会議の議員となった（させられた）が、端的にまとめると、ほとんどコミットしなかったようである。参照、「翼賛會との関係について 中川善之助」『石崎政一郎文書Ⅱ／12』所収。中川の審査については、この『石崎政一郎文書Ⅱ／12』に關連史料が収められており、他にも、仙台市会議委員だった時期（昭和十六年）についての弁明などが残っている。中川の審査について簡単にとめておくと（参照、「中川教授審査記録」・「中川教授の適格に関する所見メモ」『石崎政一郎文書Ⅱ／12』所収）中川の「著作については、専門の民法殊に身分法関係のもの及び隨筆など極めて多数あるが、いづれも適格に疑惑を生せしめることゝ個所は皆無である。そうじて政治的色彩を帯びたることゝ著作は一切見出されない」とある。団体関係については、言論報国会会員であったことと、大政翼賛会宮城県支部協力会議議員の経歴が挙げられているが、前者は全く名義上の普通会員にとどまり何ら特別の活動をしたことがなく、後者についても、活動は消極的であった旨が認定されている。

(118) 小論では、廣濱に集中せざるを得ないために、他の教員について言及することを断念せざるを得ないが、参考までに、次の二者にのみ、簡単ながら触れておくことにしたい。

まず、当時の東北帝國大學法文學部において、また戦後の東北大學法學部においても活躍した労働法学者・津曲藏之丞（一九〇〇―一九六九年）については、『石崎政一郎文書Ⅱ／13』に、審査に関する史料が存在している。津曲については、石崎との比較を行う次の文献が存在する：石井保雄「津曲藏之丞の戦前・戦時期における理論軌跡——石崎政一郎との比較を通じて考える——」獨協法学八二号（二〇一〇年）一一―五六頁。石井の同論文は、津曲（および石崎）の理論の分析という

観点だけではなく、東北帝国大学法文学部の教職適格審査についても、石崎が審査委員会の構成員だったのではないかと鋭く指摘している（参照、石井・同論文一四一—一四七頁など、石崎と審査委員会との関係については一四七頁注29）。本稿は津曲（および石崎）の理論を検討の対象とするものではないが、石井が検討している津曲の理論については、上記の「石崎政一郎文書Ⅱ/13」に所収の、津曲に関する適格審査においても議論となっており、そこでの議論（適格と判定された理由として、津曲の理論が戦後においても労使協調主義が通底していることに注目されている）および津曲自身の説明書をも併せ見る必要があると思われる。なお、津曲の審査に対しては、中川（善之助）の意見書が存在する。参照、「津曲蔵之丞教授を教職不適格なりと判定することに反対する意見書 東北大学法文学部教員適格審査委員会委員 中川善之助」『石崎政一郎文書Ⅱ/13』所収。そこでの中川による津曲への評価（ここでは、津曲を《労働法を基調とした民法学》と見ている点にのみ言及しておく）は、おそらくは、津曲への追悼（参照、中川「津曲蔵之丞君を悼む」法学セミナー一六二号（一九六九年）七〇—七一頁と重なるであろう。なお、石井は、廣濱に関して、教職追放の文脈で、「広浜の戦時中の言動については、後日、後藤清のそれを検討するに際して、併せてとりあげたいと思う」と述べている（石井・同論文一四七頁注28）。本稿の表層的な検討に対する批判と共に、より深い分析が行われることが俟たれる。

二人目として、齋藤秀夫（民事訴訟法）に関する審査状況について、概要を記しておく（「石崎政一郎文書Ⅱ/11」に諸史料が収められている）…齋藤について問題となったのは、その著作『ナチス・ドイツの文化統制』（日本評論社、一九四一年）であった（特に同書に於ける本人の感想）。その他の著作も、『戦時生活の法律と判例』（河出書房、一九四四年）と『戦争と民事訴訟法』（日本評論社、一九四四年）などの著作も史料中に挙げられるが、純学術的な仕事であるかどうか、またナチスとの関連では、ナチスの全体主義を鼓吹するものであるか否かなどが問題となっていたようである。この点については、木村によるものとされる（と思われる）「東北帝国大学助教授齋藤秀夫の教員適格審査に関する判定報告」および齋藤自身による「所見」（昭和二十一年九月五日付）と「反証」（昭和二十二年九月二十三日付、尤も後述する齋藤への本判定は昭和二十一年一月四日の午后三時半における委員会で行われているので、おそらくは昭和「二十一年」の誤記と思われる）を参照されたい。齋藤は本判定において一〇対三で適格とされた。

(119) 参照、廣濱「やつさもつさの二年間」前掲（注20）特に四七—四八頁。尤も、同論稿においては、教職適格審査については触れられておらず、また、廣濱が学部長の職を退いたことと、この教職適格審査との関係については、定かではない。

(120) その一例として、後述する、廣濱自身と日本法理研究会との関係を説明した、高橋里美宛の書簡などを挙げることでできる。参照、「廣濱嘉雄書簡（高橋里美宛、昭和二十二年八月三日）」『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収。

(121) 廣濱に関する委員会の記録は、上記『石崎政一郎文書Ⅱ/15』において二種類存在しており、内容の点(詳細さなど)に
 関して相違が見受けられる。本稿では両者を併せ見ることとする。

(122) 参照、『東北帝國大學法文學部教員適格審査委員會 審査経過記録(一) 自昭和二十一年六月十九日 至昭和二十二年二
 月末日』『石崎政一郎文書Ⅱ/2』、『東北帝國大學法文學部教員適格審査記録(十月十三日小谷書記作成)中の「別紙(三)
 調査担当者表(七月十二日決定(七月十八日八月十五日十月四日追加)』『石崎政一郎文書Ⅱ/2』所収、『廣濱教授の審査
 に関する書類』『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収。

(123) 参照、『教職員の適格審査について(東北帝國大學總長 佐武安太郎から法文學部教員適格審査委員長高橋里美宛、昭和二十
 一年七月二十日)』・(寫) 發適六號 教職員の適格審査について(大臣官房適格審査室長から東北帝國大學總長宛、昭和
 二十一年七月四日)』『石崎政一郎文書Ⅱ/3』所収。廣濱の他には、山脇重雄「日獨伊提携ノ必然性」と、曾我部静雄「支
 那周邊史」・「支那經濟史」が挙げられている。

なお、廣濱の調査表は、『石崎政一郎文書Ⅱ/15』に収められており、諸団体との関係などについて記載されているほか(こ
 の点については、後述するように、廣濱は諸団体との関連では問題となっていないわけではないため、省略する)、著述につい
 て、以下のものが発行部数とともに記載されているので、文献名と発行部数のみ、参考までにここに記しておく。『法律網要
 (私法)』…五、〇〇〇部、『公民教育の根本問題』…一、二〇〇部、『明日の初等教育』…一、五〇〇部、『公民教育資料大成(上・
 下)』…各三、〇〇〇部、『公民科教本(上・下)』…各四〇、〇〇〇部、『青年を對象とする公民教育』…三、〇〇〇部、『法理
 學』…三〇、〇〇〇部、『公民科の本義』…二、〇〇〇部、『教育法理學』…一、〇〇〇部、『日本の私法制度論考』…一、五〇〇
 部、『民法』…一五、〇〇〇部、『御民吾と日本の傳統』…五、〇〇〇部、『法を對象とする學問』…五〇〇部、『我が國における
 公民教育』…五〇〇部、『神社制度小考』(及び同論文所収の『佐藤教授退職記念論集』)…五〇〇部、『法及び法學とその教育』
 …九、五〇〇部、『現代法理學の基本問題』…五、〇〇〇部、『人權宣言』…一〇、〇〇〇部。

(124) 参照、『適二三號(東北帝國大學總長から法文學部部長宛、昭和二十一年八月六日)』・『文部省大臣官房適格審査室長 山崎匡
 輔から東北帝國大學總長宛(昭和二十一年八月一日)』『石崎政一郎文書Ⅱ/3』所収。

(125) なお、『石崎政一郎文書Ⅱ/15』中に、廣濱『御民吾と日本』の「傳統」についての所見が収められている。ただ、この所
 見が誰の筆により何時書かれたものかについては不明であり、審査における位置づけも不明である。ひょっとしたら、この
 時点(八月十五日)の委員会において言われた「文案」がこれに相当するかもしれないが、定かでは無い。この所見は、同
 書について、当時の常識を述べたに過ぎないという点を中心として、擁護的な内容となっている。ちなみに、同所見の末尾

には、『教育法理学』と『公民科の本義』についても他の著作の例として言及されており（この二つの著作は、八月十五日の会議において明記されている）、これらは「文化国家の必要性を述べてをり、軍国主義的あるいは●●『判読不能、侵略？』主義的な面は発見されない」としている。

(126) 参照、「昭和二十一年八月二十一日ヨリ三十日マデノ在京期間中ニ於ケル適格審査ニ関スル感想若干」『石崎政一郎文書Ⅱ／1』所収。なお、この前後を含めた石崎の東京での動きにつき、特に相良とのやりとりなど、重要な事柄が存するが、本節の冒頭で述べた理由のため、割愛する。

(127) 石崎はこの仮判定「制度」の導入について、東京から仙台（長谷田・高橋宛）に書簡を送っている。参照、「石崎政一郎書簡（長谷田学兄・高橋里美先生宛、昭和二十一年八月二十三日）」『石崎政一郎文書Ⅱ／1』所収。同書簡において、石崎は、仮判定が導入された意味につき（司令部が何故、如何なる点を問題にしてこのような指令をしてよこしたのかは、文部省では不明としつ）、司令部が審査委員会の自主性を尊重しているのではないかなどの見解を展開している。

(128) 参照、「昭和二十一年八月二十一日ヨリ三十日マデノ在京期間中ニ於ケル適格審査ニ関スル感想若干」前掲（注126）、「報告（昭和二十一年九月五日ヨリ八日マデ東京出張）」前掲（注125）。この仮判定の性質および背景についても同史料を参照されたい。本稿は戦後の占領の体制・制度自体を検討の対象としていないが、マ司令部が教育の民主化としてこの（教職）適格審査を重視し、（中央適格）審査室への影響力を強める政策との関連についても、石崎は同史料で記していることを付言しておく。

(129) 参照、「適五六號 教職員ノ適格審査ニツイテ（東北帝國大學總長から法文學部教員適格審査委員長宛、昭和二十一年九月二日）」『石崎政一郎文書Ⅱ／3』所収。他の六名とは、曾我部、中川、斎藤、山脇、古田良一、奥津であり、廣濱を含めたこの七名が、『石崎政一郎文書Ⅱ』中においては、しばしば「七教官」という形で括られているようである。廣濱と中川は大政翼賛会関係で、曾我部は自由主義者排斥、斎藤はナチズムに関する著述が問題とされていたようであり、古田・山脇・奥津の三名については不明であるが、石崎は、七名につき、翼賛会、ナチス、国史（これは古田が関連する）、ユダヤなど、とにかく連合軍の「気になる問題」に関連しているからだろうとの観測を述べている。参照、「報告（昭和二十一年九月五日ヨリ八日マデ東京出張）」前掲（注125）。なお、仮判定書については、『石崎政一郎文書Ⅱ／4』に史料が残されている。

(130) 注129（仮判定）と注127（大政翼賛会）との関連で重要な史料については、ここで言及しておくことにしたい。石崎が相良に渡した、仮判定に関係すると思われるメモが残されている。当該メモに付けられている文書の日付（及び内容）と、石崎が相良と会っている日付（参照、「報告」昭和二十一年九月十四日～二十日までの東京出張につき）『石崎政一郎文書Ⅱ／1』

所収」とが(概ね)重なり、また廣濱以外には奥津と斎藤についての記述があるということを鑑みると、このメモが、石崎が仮判定時点で独自に作成し相良に渡したメモであると推測され得る。参照、「石崎から相良惟一宛のメモ(昭和二十一年九月十七日)」「石崎政一郎文書Ⅱ/4」所収。同メモにおける廣濱についての記載内容は大きく二点に分けられ、まず、廣濱と大政翼賛会との(無)関係について述べられている(注12と関係する)。第二に、廣濱の著述について委員会での精査の様子を伝えており、それまでの時点での一応検討した委員会の見解として、廣濱の著述が表題名に反して内容が穩健であるということが記されている。また「御民吾と日本の傳統」についても、内容中には終戦後の当時の時点では問題になりそうな箇所もあるが、之が書かれた当時の思想的雰囲気からいえば、いわば当時の一般に常識とされていたところを記したものと解し得る、とあり、個々の文言を部分的に取り上げれば問題とならうし、全般の基調は愛国的ではあるけれども、帝國主義を謳歌するとか神道思想を鼓吹するとかいうような特殊の傾向はない、としている。他にも「教育法理学」「公民教育の本義」「公民科の本義」の誤記か」についても、文化国家の理念に立脚して論旨を進め、謂ゆる日本主義的世界観というものではない、とのこととある。こうした廣濱の評価は、私見によれば、注12で指摘した、廣濱「御民吾と日本の傳統」についての謎(?)の所見と重なるところであり、一九四六年九月半ば前までの委員会における廣濱の評価を表しているものと見ることもできるだろう。ちなみに、同メモの廣濱に関する最後に、「尚、同教授の論文著作等は他にも多数あるが、それらは純然たる法学的研究のものであるとのこと。」と記されていることも付言しておく。

(131) 参照、「報告(昭和二十一年十月八日、午後二時、文部省適格審査室主事に面会)」「石崎政一郎文書Ⅱ/1」所収。かえって、審査を詳細且つ厳密に行い、適格不適格を決定したほうがよいのではないか、その結果として適格性が濃厚ならば適格と判定し、別に本人の病氣その他を理由として辞表を提出する、という話もされたようだ。

(132) 参照、「報告(昭和二十一年十月十八日(金)午前九時から午後二時まで適格審査委員長會議に出席、など)」「石崎政一郎文書Ⅱ/1」所収。

(133) 木村亀二に対する審査判定文(高橋里美らと同時(並記)、適格とされる、昭和二十一年十月四日付)については、「石崎政一郎文書Ⅱ/4」に収められている。

(134) 参照、「報告(昭和二十一年十一月五日、同八日、同十一日…)」「石崎政一郎文書Ⅱ/1」所収。

(135) 「東北帝国大学法文学部教授廣濱嘉雄に関する教員適格審査判定書(案)」「石崎政一郎文書Ⅱ/15」所収。なお、同史料では、所々で訂正が行われており、その点については服部が補正している。また、判読不明な箇所と、廣濱の文献の引用のうち不正確であり気になる箇所などについては、角括弧「」で服部の補足を付している。本稿でも重視している「現代

法理學の基本問題」前掲(注18)については、本稿では通しページで見ているため、後ろに対応する通しページの番号を角括弧「」で補足している。

(136) 参照、「東北帝大法文學部の適格審査の判定について(昭和二十一年十二月二日 高橋法文學部適格審査委員長談)」『石崎政一郎文書Ⅱ/1』所収。なお、おそらく同じ文書と思われるもの(写しと思われるもの)が、『石崎政一郎文書Ⅱ/15』にも収められている。

(137) 「東北帝大法文學部の適格審査と判定とについて(昭和二十一年十二月三日 法文學部教員適格審査委員會発表)」『石崎政一郎文書Ⅱ/1』所収。この後には、同じく不適格とされた奥津彦重についての不適格の判定理由と、廣濱・奥津についての判定の結論が続く。なお、おそらくは同じ文書(写しと思われる)が、『石崎政一郎文書Ⅱ/15』にも収められている。誤植の訂正のあり方などにつき、両史料に若干の相異があるが、本稿では「Ⅱ/1」のほうに拠っている。

(138) 廣濱の再審査の要求に関しては、参照、「昭和二十一年十二月十八日(水)昭和二十二年一月十八日までの日記」前掲(注115)(特に昭和二十二年一月六日以降の動向)。

(139) 「廣濱嘉雄書簡(宛名不明) 昭和二十二年十二月」『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収。

(140) 不適格者は判定の日から休職になるとされる。参照、「報告(昭和二十一年十一月五日、同八日、同十一日:~)」前掲(注134)。休職に関する公文書は次の文書に収められている:「一級官進退(本省及直轄)」「件名番号:〇五三」一級官進退(秘書課 広浜嘉雄外四名)休職を命ず」「国立公文書館所蔵、請求番号:本館13A1031104 昭59文部01622100)。

(141) 再審査に対する判定書は次の文書に収められている:「一級官進退(本省及直轄)」「件名番号:〇七〇」一級官進退(東北帝大 広浜嘉雄) 本官を免ず」(国立公文書館所蔵、請求番号:本館13A1031104 昭59文部016225100)。

その内容は、学部審査において問題とされた四つの著作につき、「日本國家の優越性を強調すると共に今次大戦の歴史の必然性を説き、或は戦時諸政施策を容認してこれらを理念的に基礎づけたものと認められる」と説いて、不適格とされた条項に該当する旨が述べられているに止まっている。免官については、官報六二〇〇号(昭和二十二年九月二日)に記されている。なお、休職・免官については、『石崎政一郎文書Ⅱ/15』にも、手書きで写しが収められている(委員会記録の次)。

他方、廣濱は、弁護士を開業するにあたり、免官を可及的に速やかに希望していた、という石崎の記録もある。参照、「昭和二十一年十二月十八日(水)昭和二十二年一月十八日までの日記」前掲(注115)(十二月十九日(木)の記述)。

(142) 参照、「廣濱嘉雄書簡(東北大学法文學部教官各位宛)、昭和二十二年十月二十五日」『石崎政一郎文書Ⅱ/15』所収。

(未完)